

浜松市人事委員会障がい者活躍推進計画

機関名	浜松市人事委員会事務局
任命権者	浜松市人事委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
浜松市人事委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>浜松市人事委員会事務局は、職員総数が12人程度の小規模な機関である。職員は、市長事務部局からの出向者で構成されており、これまで独自の職員募集・採用は行っておらず、今後もその予定はない。</p> <p>しかしながら、採用や人事異動など、浜松市として一元的に実施している環境であることから、今後も市長事務部局と連携し、浜松市全体として体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
障がい者雇用の推進に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員に対して、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課または静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、市長事務部局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な相談のほか、年1回以上の定期的な面談を実施することで必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○地方公務員法第8条第1項第6号の規定により、市長など任命権者からの依頼を受けて浜松市人事委員会が実施する職員採用に係る競争試験及び選考の募集に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ○上記の競争試験及び選考の実施に当たっては、受験する障がい者か

	らの要望を踏まえ、障がい特性に応じ、できる限りの合理的配慮を行う。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○財務部調達課が毎年度策定する「障害者優先調達方針」に基づき、障がい者優先調達の趣旨を理解のうえ、発注促進に努める。